(表面)

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

和歌山県大学生等進学支援金貸与申請書(継続用)

私は、継続して和歌山県大学生等進学支援金の貸与を受けたいので、和歌山県大学生等進学支援金貸与条例施行規則第9条第1項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

なお、申請に当たっての同意事項(裏面参照)について内容を確認した上、同意します。

申請者氏名

年 月 日生

(申請者本人が、自署してください。)

在籍力	大学等名	7				修業年限		
			大学	学部	学科			
	立		短期大学		学科			
			専修学校	課程	学科			年
入	学 年	度	年	月入学 学部等の変	で更の有無 有・無	(有の場合	年	月変更)

支援金の貸与実績

回数	支援金の貸与を受けた年月日(※)			貸与を	貸与を受けた金額	
1回目	年	月	日	金	万円	
2回目	年	月	日	金	万円	
3回目	年	月	日	金	万円	

※通帳に入金された日を記載してください。

申請に当たっての同意事項(裏面参照)について内容を確認した上、同意します。

	ふりがな			本人との	T
保護者等	氏 名			本人との続柄	任月1
者等	生年月日	年	月 日		自宅 携帯電話
,,	ふりがな			本人との	T
/ 4.	氏 名			本人との続 柄	任所
(自署)	生年月日	年	月 日		自宅携帯電話

保護者等の欄には、<u>本人が未成年時における保護者であった者であり、現在も本人の生計を維持している者が自署してください。</u>保護者とは、民法に定める親権者(通常は両親)又は後見人をいいます。

- 1 進学支援金の貸与に係る事項
- (1) 進学支援金の貸与対象者は、次に掲げる全ての要件を満た す者をいいます。
 - ※いずれかに該当しなくなった場合、進学支援金の貸与を受けられなくなります。
 - ア 進学支援金の申請をした日が属する年度の翌年度の4月1 日以降に大学等へ入学しようとする者であって、引き続き 大学等に在学する者
 - イ 独立行政法人日本学生支援機構(以降「機構」という。) の給付型奨学金の支給又は第一種奨学金の貸与を受けてい ること。
 - ウ 保護者等が和歌山県内に住所を有していること。
 - エ 保護者等の市町村民税所得割が非課税であること。ただし、2回目以降の申請で保護者に課せられた市町村民税の所得割の合計額が20万円以下の場合は非課税とみなす(連続して2回課せられた場合を除く。)。

また、市町村民税所得割が課税されている場合であって も、3子(在学者等に限る。)以上の生計を維持し、所定の要 件に該当しているときは、進学支援金の貸与を受けること ができます。

- オ 次に掲げる修学のための貸与を受けていないこと。
 - (ア) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の定めるところにより貸与される修学資金
 - (イ) 生活福祉資金貸付事業補助規則の定めるところにより貸与される教育支援費
 - (ウ) 和歌山県地域医療医師確保修学資金貸与規則の定めるところにより貸与される和歌山県地域医療医師確保修 学資金
 - (エ) 和歌山県地域医師確保修学資金貸与規則の定めると ころにより貸与される和歌山県地域医師確保修学資金
 - (オ) 和歌山県特定診療科医師確保修学資金貸与規則の定 めるところにより貸与される和歌山県特定診療科医師確 保修学資金
 - (カ) 和歌山県看護職員修学資金貸与条例の定めるところにより貸与される保健師修学資金、助産師修学資金又は看護師修学資金
- (2) 進学支援金の貸与を受けた者は、貸与を受けた翌年度の6 月末日までに大学等の在学証明書を提出してください。
- (3) 進学支援金の貸与申請者は、次に該当することとなった場合は速やかに県に届け出てください。
 - ア 本人や保護者等の氏名又は住所に変更があった場合
 - イ 転学、休学又は退学した場合
 - ウ 支援金の貸与を辞退しようとする場合
- 2 進学支援金の貸与決定取消等に係る事項
- (1) 次のいずれかに該当した場合、進学支援金の貸与は取消しになります。
 - ※取消しになると既に貸与を受けた進学支援金を返還していただくことになります。
 - ア 偽りその他の不正な手段により、進学支援金の貸与を受けることとなったことが判明したとき。
 - イ 大学等の在学証明書を提出しなかったとき。
- (2) 次のいずれかに該当した場合、進学支援金の貸与は打切りになります。
 - ※打切りになると進学支援金の貸与を受けることができず、かつ、今後も貸与申請を行うことができなくなります。
- ア 進学支援金の貸与を受けることを辞退したとき。
- イ 大学等を退学したとき。
- (3) 次のいずれかに該当した場合、進学支援金の貸与は停止に なります。
 - ※停止になると進学支援金の貸与を受けることができませんが、翌年度の貸与申請は行うことができます。
 - ア 大学等を休学したとき。
 - イ 給付型奨学金の支給又は第一種奨学金の貸与が停止され たとき。

- 3 進学支援金の返還に係る事項
- (1) 返還は大学等を卒業した日の属する月の翌月から起算して1年を経過した後貸与を受けた年数に5を乗じて得た年数以内(令和5年度以前から貸与を受けている者については、大学等を卒業した日の属する月の翌月から起算して1年を経過した後20年以内)に返還しなければなりません。
- (2) 延滞した場合、返還すべき日の翌日から返還の日までの 期間の日数に応じ、返還すべき金額に年10.95%の割合に乗 じて計算した額が延滞金として課されます。
- (3) 返還期日前に、貸与を受けた進学支援金の全部又は一部を繰り上げて返還することができます。
- (4) 進学支援金の貸与終了後、連帯保証人を変更するときは、 速やかに県へ届け出てください。
- (5) 進学支援金の貸与終了後、本人又は連帯保証人の氏名、 住所又は電話番号に変更があったときは、速やかに県に届 け出てください。

本人がこの届出を怠ったため、県が本人から最後に届け出 のあった氏名及び住所に宛てて通知又は書類を発送した場 合には、遅着し、又は到着しなかったときでも、通常到着 したものとします。

- (6) 本人が経済的理由により、所定の返還期間内に進学支援 金を返還することができないと認められる場合には、返還 期間を教育委員会が定める期間を限度として延長すること ができます。
- (7) 本人が次のいずれかに該当するときは、届け出ることにより、返還を猶予します。
 - ア 本人が短期大学、大学、大学院又は専修学校の専門課程 に在学するとき。
 - イ 災害、傷病、経済的理由その他やむを得ない事由により 進学支援金の返還が著しく困難になったと認められると き
- (8) 本人が次のいずれかに該当するときは、届け出ることにより、貸与を受けた進学支援金の全部又は一部を免除することができます。
 - ア 大学等を卒業した日の属する月の翌月から起算して1年 以内に和歌山県内における居住及び就業(就業先は和歌山 県内外を問わない。)を開始し、その居住等をした期間が6 月以上のとき(注)。
 - イ 本人が死亡したとき。
 - ウ 精神又は身体の障害により労働能力を喪失し、進学支援 金を返還することができなくなったと認められるとき。

4 保証に係る事項

進学支援金の貸与申請者は、進学支援金の貸与決定を受けた場合速やかに和歌山県大学生等進学支援金借用証書・返還 誓約書を提出してください。

(注) 居住等の期間が6月以上の場合は次の表のとおり免除の額を計算します。

県内における居住の期間	県外又は県内における 就業の期間	免除の額		
3年	3年	全額		
3年	6月以上3年未満	返還金の額に次の式により算出した 割合を乗じて得た額 1/3×就業の期間/3年+2/3		
6月以上3年未満	6月以上3年未満	返還金の額に次の式により算出した 割合を乗じて得た額 1/3×就業の期間/3年+ 2/3×居住の期間/3年		